

資料 2

教育・保育の提供区域について（案）

1 「教育・保育提供区域」とは

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

区域設定にあたり留意すべきポイント

①事業量の調整単位として適切な規模か

- ・区域内の児童数や面積は適切な規模か
- ・区域ごとに事業量の見込み算出が可能か
- ・区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるか

②事業の利用実態を反映しているか

- ・保護者の移動状況を踏まえているか
- ・設定した区域内で事業の展開が可能か
- ・現在の事業の考え方とマッチしているか

○ 国の考え方について

「地域の実情に応じて保護者や子どもが容易に移動可能な区域」として、小学校区、中学校区、行政区などを想定しており、区域の範囲については、各自治体の裁量に任されています。

「量の見込み」とは？



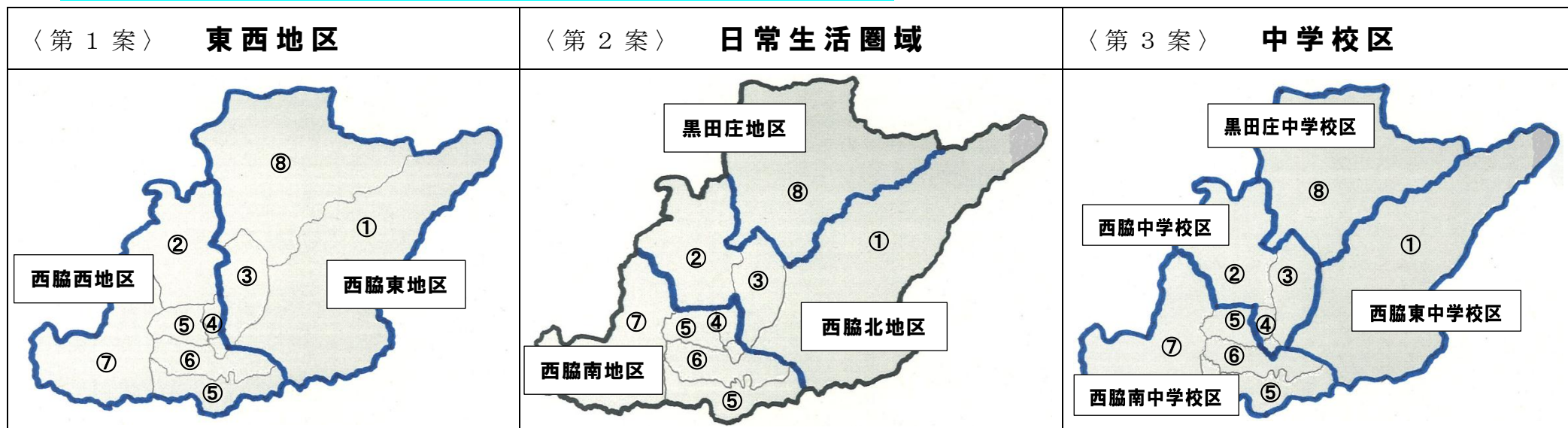
1つの区域に対して「今後、どれくらいの量の教育・保育事業が必要になるのかを想定する」ということです。

その「量」を見込むために、現在そして今後、「どのような教育・保育事業を必要としている子どもたちがどれくらい西脇市にいるのか」を把握する必要があります。そのため、まずはニーズ調査の結果から、3つの認定区分にあてはまる子どもの割合を導き出します。

【国の区域設定における考え】(子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照)

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる

西脇市において想定される教育・保育提供区域



行政区	〈第1案〉 東西地区	〈第2案〉 日常生活圏域	〈第3案〉 中学校区	小学校区	幼稚園	保育所
比延①	西脇東地区	西脇北地区	西脇東	比延 双葉	比延 双葉	比延
日野②	西脇西地区		西脇	日野	日野	日野
津万③	西脇東地区			西脇	西脇	津万 西脇
西脇④	西脇西地区	西脇南地区	西脇南	重春	重春	西脇春日 どれみ
重春⑤				芳田	芳田	
野村⑥				芳田	芳田	芳田
芳田⑦	西脇東地区	黒田庄地区	黒田庄	楠丘 桜丘	楠丘 桜丘	黒田庄
黒田庄⑧				黒田庄	黒田庄	